

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 関西大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

### (教育研究活動等の状況の公表)

第1条の3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表する。

### (修士課程、博士課程及び専門職学位課程)

第2条 本大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

### (研究科)

第3条 本大学院に、法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科、法務研究科及び会計研究科を置く。

2 前項の研究科のうち、法務研究科及び会計研究科に関する学則は、別に定める。

### (研究科の教育研究上の目的)

第3条の2 法学研究科博士課程前期課程は、法学及び政治学分野における学術の理論を教授研究し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

法学研究科博士課程後期課程は、法学及び政治学分野における学術の理論及び応用を教

授研究し、豊かな専門的学識と今日的課題に対応できる卓越した研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

- 2 文学研究科博士課程前期課程は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

文学研究科博士課程後期課程は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

- 3 経済学研究科博士課程前期課程は、経済学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的な視野をもち、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

経済学研究科博士課程後期課程は、経済学の専門分野での研究を深化させ当該研究の発展に資するとともに、国際的な視野をもち、豊かで深い専門的学識と極めて高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

- 4 商学研究科博士課程前期課程は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする。

商学研究科博士課程後期課程は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備え、商学研究を牽引する研究者を養成することを目的とする。

- 5 社会学研究科博士課程前期課程は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識と研究能力を備えた人材及び専門性を有する職業人を育成することを目的とする。

社会学研究科博士課程後期課程は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識・見識を備え自立して研究活動を行える研究者および高度の専門性を有する職業人を育成することを目的とする。

- 6 総合情報学研究科博士課程前期課程は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

総合情報学研究科博士課程後期課程は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

- 7 理工学研究科博士課程前期課程は、理工学の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応えるなど創造性豊かな高等技術者と研究

者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成することを目的とする。

理工学研究科博士課程後期課程は、理工学の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、先端科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成するという社会的要請に応えるよう、高度な学識と卓越した研究能力並びに高い倫理観を有する研究者及び高度専門職業人養成を目的とする。

- 8 外国語教育学研究科博士課程前期課程は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とする。

外国語教育学研究科博士課程後期課程は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識、卓越した研究力を兼ね備えた研究者・指導者を養成することを目的とする。

- 9 心理学研究科博士課程前期課程は、あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担い、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

心理学研究科博士課程後期課程は、あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担い、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

- 10 社会安全研究科博士課程前期課程は、時代とともに変化する自然災害や社会災害から安全な社会を実現するために、複数の関連分野の学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災に寄与できる人材を育成することを目的とする。

社会安全研究科博士課程後期課程は、時代とともに変化する自然災害や社会災害から安全な社会を実現するために、複数の関連分野の学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災に卓越した貢献ができる人材を育成することを目的とする。

- 11 東アジア文化研究科博士課程前期課程は、東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的な教育研究を行い、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

東アジア文化研究科博士課程後期課程は、東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的な教育研究を行い、豊かな専門的学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

- 12 ガバナンス研究科博士課程前期課程は、社会科学分野において総合的・学際的な教育

研究を行い、高い倫理性を持ち、国際社会でも通用する課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らが創り出した政策を実行に移していくことができる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

ガバナンス研究科博士課程後期課程は、社会科学分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高い倫理性を持ち、国際社会でも通用する豊かな学識と卓越した課題発見、政策立案・評価そして政策実行などの研究能力を有する高度専門職業人及び学術的發展にも寄与する自律した研究者を養成することを目的とする。

13 人間健康研究科博士課程前期課程は、人間の健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

人間健康研究科博士課程後期課程は、人間の健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育研究を行い、豊かな学識と卓越した研究能力、高い職業倫理観を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

(方針)

第3条の3 本大学院は、前条の教育研究上の目的を踏まえて、本大学院、研究科ごとに次の方針を定める。

- (1) 修了認定・学位授与の方針
- (2) 教育課程編成・実施の方針
- (3) 入学者受入れの方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

3 第1項第2号を定めるに当たっては、同項第1号との一貫性の確保に努めるものとする。

4 本大学院は、第1項第1号及び第2号に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

5 入学者の選抜は、第1項第3号に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(修業年限)

第4条 本大学院修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、

専攻又は学生の履修上の区分に応じ、修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 博士課程の修業年限は5年とし、これを前期2年、後期3年の課程に分け、前期2年の課程は修士課程として取り扱う。

(専攻)

第5条 法学研究科に、法学・政治学専攻を置き、博士課程とする。

第6条 文学研究科に、総合人文学専攻を置き、博士課程とする。

第7条 経済学研究科に、経済学専攻を置き、博士課程とする。

第8条 商学研究科に、商学専攻を置き、博士課程とする。

第9条 社会学研究科に、次の専攻を置く。

社会学専攻、社会システムデザイン専攻及びメディア専攻

2 社会学研究科は、博士課程とする。

第9条の2 総合情報学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

社会情報学専攻及び知識情報学専攻

博士課程後期課程

総合情報学専攻

2 総合情報学研究科は、博士課程とする。

第10条 理工学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

システム理工学専攻、環境都市工学専攻及び化学生命工学専攻

博士課程後期課程

総合理工学専攻

2 理工学研究科は、博士課程とする。

第10条の2 外国語教育学研究科に、外国語教育学専攻を置き、博士課程とする。

第10条の3 心理学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

心理学専攻及び心理臨床学専攻

博士課程後期課程

心理学専攻

2 心理学研究科は、博士課程とする。

第10条の4 社会安全研究科に、防災・減災専攻を置き、博士課程とする。

第10条の5 東アジア文化研究科に、文化交渉学専攻を置き、博士課程とする。

第10条の6 ガバナンス研究科に、ガバナンス専攻を置き、博士課程とする。

第10条の7 人間健康研究科に、人間健康専攻を置き、博士課程とする。

(学生定員)

第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程前期課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法学・政治学専攻	30	60	8	24
文学研究科	総合人文学専攻	92	184	19	57
経済学研究科	経済学専攻	35	70	5	15
商学研究科	商学専攻	35	70	5	15
社会学研究科	社会学専攻	10	20	3	9
	社会システムデザイン専攻	10	20	3	9
	メディア専攻	10	20	3	9
総合情報学研究科	社会情報学専攻	15	30		
	知識情報学専攻	35	70		
	総合情報学専攻			8	24
理工学研究科	システム理工学専攻	142	284		
	環境都市工学専攻	86	172		
	化学生命工学専攻	108	216		
	総合理工学専攻			47	141
外国語教育学研究科	外国語教育学専攻	25	50	8	24
心理学研究科	心理学専攻	12	24	6	18
	心理臨床学専攻	15	30		
社会安全研究科	防災・減災専攻	15	30	5	15
東アジア文化研究科	文化交渉学専攻	18	36	12	36
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	12	24	3	9
人間健康研究科	人間健康専攻	10	20	4	12

## 第2章 教育課程

(研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（授業科目）

第13条 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

- 2 前項に定める授業科目のほか、本大学院修士課程若しくは博士課程前期課程又は博士課程後期課程の学生を対象とした共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）を開設する。
- 3 授業科目の名称、分類、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。
- 4 研究科委員会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位数計算）

第14条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業期間）

第14条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、15週その他の研究科が定める適切な期間を単位として行う。

（専修科目）

第15条 各研究科（商学研究科博士課程前期課程、社会学研究科博士課程後期課程及び総合情報学研究科を除く。）の開設する授業科目のうち、演習を伴う一授業科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。ただし、法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程高度専門職業人養成コース及び国際協働コース、経済学研究科、社会学研究科博士課程前期課程、理工学研究科、外国語教育学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科並びに人間健康研究科においては、この限りでない。

- 2 商学研究科博士課程前期課程研究者養成・後期課程進学コースにおいては、演習を伴う授業科目（Ⅰ及びⅡ）を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。また、同研究科博士課程前期課程高度専門職養成コースにおいては、系に属する講義科目Ⅰを一つ及びその講義科目Ⅰを担当する教員の講義科目Ⅱ又は合同演習を選定し、これをその学生の専修科目とする。

- 3 社会学研究科博士課程後期課程においては、論文指導の各研究テーマから一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 4 総合情報学研究科博士課程前期課程においては、課題研究科目を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。また、博士課程後期課程においては、研究領域を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。

(単位の修得)

第16条 学生は、専修科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程高度専門職業人養成コース及び国際協働コースについては、指導教員の担当する演習科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 3 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 4 社会学研究科社会学専攻専門研究コース博士課程前期課程、社会システムデザイン専攻博士課程前期課程及びメディア専攻博士課程前期課程においては、指導教員の担当する論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）並びに演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。社会学専攻課題研究コース博士課程前期課程においては、指導教員の担当する課題研究A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）並びに演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）又はプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。社会学研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する論文指導を履修し、修得しなければならない。
- 5 総合情報学研究科博士課程後期課程においては、所属する研究領域で開設する授業科目のうち、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 6 理工学研究科博士課程前期課程においては、所属する研究領域のゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを含む所定の授業科目を履修し、それぞれその単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、所属する研究領域のゼミナールⅤ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧを含む所定の授業科目を履修し、それぞれその単位を修得しなければならない。
- 7 外国語教育学研究科博士課程前期課程においては、指導教員の担当する演習及び外国語教育学科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する演習及び外国語教育学特殊講義を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。



- 8 社会安全研究科博士課程前期課程においては、指導教員の担当する専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）、ⅡA（各テーマ）及びⅡB（各テーマ）並びに副指導演習ⅠA、ⅠB、ⅡA及びⅡBを含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する専攻演習ⅢA（各テーマ）、ⅢB（各テーマ）、ⅣA（各テーマ）及びⅣB（各テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。なお、Ph.D. of Disaster Management Program履修者においては、指導教員の担当するSeminarⅢA（各テーマ）、ⅢB（各テーマ）、ⅣA（各テーマ）及びⅣB（各テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 9 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 10 ガバナンス研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 11 人間健康研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（単位認定）

第16条の2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院修士課程又は博士課程前期課程に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位並びに特別の課程（履修資格を有する者が、大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者が修得した単位及び同課程における学修を含む。）を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 3 前項に規定する単位数は、第18条第2項に規定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（指導教員）

第17条 専修科目の演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

- 2 法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程高度専門職業人養成コース及び国際協働コースにおいては、当該研究科委員会の指定する教員又は学生の選択する演習科目を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 3 経済学研究科においては、学生の選択する演習及び論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 4 商学研究科博士課程前期課程高度専門職業養成コースにおいては、専修科目及び課題研究

指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

- 5 社会学研究科博士課程前期課程においては、専任教員のうち1名を当該学生の指導教員とする。社会学研究科博士課程後期課程においては、論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 6 総合情報学研究科博士課程前期課程においては、専修科目の論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、博士課程後期課程においては、所属する研究領域の演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 7 理工学研究科においては、所属する研究領域の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 8 外国語教育学研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 9 社会安全研究科においては、研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 10 東アジア文化研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 11 ガバナンス研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。
- 12 人間健康研究科博士課程前期課程においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とし、博士課程後期課程においては、専任教員のうち1名を当該学生の指導教員とする。
- 13 学生は、指導教員の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

(追加科目の履修)

第18条 学生は、自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として他の専攻、研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目について履修することができる。

- 2 前項の規定により、他の専攻、研究科又は他の大学院で履修した授業科目について単位を修得した場合、修士課程又は博士課程前期課程においては、当該研究科が教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(履修科目の届出)

第19条 学生は、毎学年度の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を指定期間内に所属研究科長に届け出なければならない。ただし、第45条ただし書の規定による入学等、研究科委員会が認めた場合に限り、秋学期開始前の指定期間に当該学期に履修しようとする授業科目を届け出ることができる。

### 第3章 単位の授与及び課程の修了

#### (単位の授与)

第20条 授業科目については、試験その他の研究科が定める適切な方法により学修の成果を評価して、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与は、春学期末又は秋学期末に行う。

#### (成績評価)

第21条 授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、評語及び合否は、次のとおり定める。

評点	評語	合否
100点～80点	優	合格
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

2 前項の規定にかかわらず、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を合と表示する。

#### (在学年限)

第22条 本大学院における在学年限は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程においては、4年とする。ただし、第4条第2項の規定により修業年限を短縮した者については、2年とする。なお、特別の理由がある者に対しては、研究科委員会の議を経て1年延長することができる。
- (2) 博士課程前期課程においては、前号と同様とする。
- (3) 博士課程後期課程においては、6年とする。

### 第23条 削除

#### (修士課程修了者)

第24条 修士課程又は博士課程前期課程に2年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第16条の2の規定に基づき、入学前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（第46条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、修士課程又は博士課程前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、単位数、そ

の修得に要した期間、その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。この場合においても、当該研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程修了者)

第25条 博士課程に5年(修士課程(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学して、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に限り、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第4条第2項の規定により修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「3年(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該1年以上2年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を含む。)」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第47条第1項第2号から第6号までに規定する者が、博士課程後期課程に編入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年(専門職学位課程の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、当該研究科博士課程後期課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者に限り、大学院に1年(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者又は標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

#### 第4章 修士及び博士の学位並びにこれら学位の授与

##### (修士の学位)

第26条 修士の学位は、修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に授与する。

第27条 修士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおりとする。

法学研究科 修士（法学）

文学研究科 修士（文学）

経済学研究科 修士（経済学）

商学研究科 修士（商学）

社会学研究科 修士（社会学）

総合情報学研究科 修士（情報学）

理工学研究科 修士（理学）

修士（工学）

外国語教育学研究科 修士（外国語教育学）

心理学研究科 修士（心理学）

社会安全研究科 修士（学術）

東アジア文化研究科 修士（文化交渉学）

ガバナンス研究科 修士（政策学）

人間健康研究科 修士（健康学）

##### (博士の学位)

第28条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

第29条 博士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおりとする。

法学研究科 博士（法学）

文学研究科 博士（文学）

経済学研究科 博士（経済学）

商学研究科 博士（商学）

社会学研究科 博士（社会学）

総合情報学研究科 博士（情報学）

理工学研究科 博士（理学）

博士（工学）

外国語教育学研究科 博士（外国語教育学）

心理学研究科 博士（心理学）

社会安全研究科 博士（学術）

東アジア文化研究科 博士（文化交渉学）

ガバナンス研究科 博士（政策学）

人間健康研究科 博士（健康学）

第30条 第28条に定めるほか、本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者に対しては、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認したとき、博士の学位を授与する。

2 前項の規定により博士の学位を得ようとするときの手続は、関西大学学位規程の定めるところによる。

（学位の授与）

第31条 修士及び博士の学位並びにこれら学位の授与については、この章に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第5章 教職課程

（教職課程）

第32条 各研究科の専攻に応じて、修士課程又は博士課程前期課程に高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

2 前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を各研究科配当の関係科目のうちから、修得しなければならない。

3 免許状の種類は、次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類	
研究科	専攻	高等学校教諭 専修免許状の教科	中学校教諭 専修免許状の教科
法学研究科	法学・政治学専攻	公民	社会
文学研究科	総合人文学専攻	国語 地理歴史・公民 英語 フランス語 ドイツ語	国語 社会 英語 フランス語 ドイツ語
経済学研究科	経済学専攻	地理歴史・公民	社会
商学研究科	商学専攻	商業	
社会学研究科	社会学専攻	公民	社会
	社会システムデザイン専攻	公民	社会
	メディア専攻	公民	社会
総合情報学研究科	社会情報学専攻	情報	
	知識情報学専攻	情報	

理工学研究科	システム理工学専攻	数学・理科・工業	数学・理科
	環境都市工学専攻	工業	
	化学生命工学専攻	理科・工業	理科
外国語教育学研究科	外国語教育学専攻	英語	英語
		中国語	中国語
社会安全研究科	防災・減災専攻	公民	社会
東アジア文化研究科	文化交渉学専攻	地理歴史	社会
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	公民	社会
人間健康研究科	人間健康専攻	保健体育	保健体育

## 第6章 教育研究実施組織

### (職員)

第33条 本大学院に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

- 2 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

### (担当教員)

第33条の2 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者とする。

## 第7章 運営組織

### (運営組織)

第34条 学長は、大学院の運営を統括する。

- 2 本大学院に研究科長会議を置く。
- 3 各研究科（法務研究科及び会計研究科を除く。）に研究科委員会を置く。
- 4 法務研究科及び会計研究科に教授会を置く。

### (研究科長会議)

第35条 研究科長会議は、学長、副学長及び各研究科長をもって組織する。

- 2 学長は、研究科長会議を招集し、その議長となる。

第36条 削除

### (研究科長会議の審議事項等)

第37条 研究科長会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院学則及び規程の改廃に関する事項
- (3) 研究科の増設又は変更に関する事項
- (4) 大学院の教務上必要な施設に関する事項

- (5) 学長の諮問する事項
- (6) その他大学院の教務上必要とする事項

2 研究科長会議の承認事項は、次のとおりとする。

- (1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
- (2) 学生の賞罰に関する事項

3 議事は、構成員の3分の2以上の同意をもって決する。

(研究科委員会)

第38条 研究科委員会は、当該研究科の演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織する。ただし、総合情報学研究科においては、論文指導又は講義担当の専任教育職員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部長及び副学部長は、当該研究科委員会の構成員となることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、演習、論文指導又は講義担当の特別契約教授は、当該研究科委員会の構成員となることができる。

(研究科長)

第39条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選出に関する規定は、別に定める。

3 研究科長は、当該研究科委員会又は教授会（以下「教授会等」という。）を招集し、その議長となる。

4 研究科長（心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科を除く。）に事故があるときは、当該の副学部長がその任務を代行する。

(副研究科長)

第39条の2 心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科にそれぞれ副研究科長を置く。

2 心理学研究科長、東アジア文化研究科長、法務研究科長及び会計研究科長は、それぞれ副研究科長を教授会等の構成員のうちから教授会等に推薦し、教授会等の承認を得るものとする。

3 心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科において、研究科長に事故があるときは、当該の副研究科長がその任務を代行する。

(研究科委員会の審議事項)

第40条 研究科委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文の審査及び学位の授与又は取消しに関する事項
- (2) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
- (3) 授業科目担任に関する事項



- (4) 学生の学籍及び課程修了の認定に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 自己点検・評価に関する事項
- (9) その他教育及び研究に関する事項

2 議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

#### 第41条 削除

(議事録)

第42条 研究科長会議及び研究科委員会においては、議事録を作成し、議長及び出席した教授1名がこれに署名する。

#### 第8章 学年、学期及び休業日

(学年)

第43条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第44条 本大学院における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日  
創立記念日 11月4日
- (4) 夏季休業 8月上旬から9月20日まで
- (5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- (6) 春季休業 2月下旬から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

#### 第9章 入学、休学及び退学

(入学時期)

第45条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、外国人留学生その他研究科委員会が認めたる者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第46条 修士課程又は博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 前項第9号及び第10号に規定する学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

第47条 博士課程後期課程に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者で、24歳に達したもの
  - (7) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 2 前項第6号に規定する学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。
- (入学試験)

第48条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の考査方法は、研究科委員会が定める。
- (提出書類)

第49条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、受付期間中に提出しなければならない。

(学費納入義務)

第50条 入学試験に合格した者は、所定の期間中に、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学)

第51条 病気その他やむを得ない事由によって休学を希望する学生は、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

- 2 健康上就学することが不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第52条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

- 2 次学期も引き続き休学するときは、前条第1項の手続を改めて経なければならない。
- 3 休学できる期間は、次のとおりとする。

(1) 修士課程又は博士課程前期課程

通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは休学を許可しない。

(2) 博士課程後期課程

通算して6学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が、通算して6学期を超えるときは休学を許可しない。

(3) 前2号の規定にかかわらず、研究科委員会が相当と認める特段の事情があるときは、在学年数に算入されない学期が修士課程又は博士課程前期課程については、通算して6学期を超えない範囲で、博士課程後期課程については、通算して8学期を超えない範囲で、休学を許可することができる。

4 休学期間を含む学期は、在学年数に算入しない。

(復学)

第53条 休学者が、復学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

第54条 退学しようとする学生は、所定の用紙に保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(学位論文提出のための在学)

第55条 本大学院修士課程、博士課程前期課程又は博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間に所定の手続を経なければならない。

2 前項の手続をしなかった者は、学期末をもって退学した者として取り扱う。

(再入学)

第56条 退学した者が、再入学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

2 再入学の時期は、学期の始めとする。

第57条 削除

(編入学試験及び進学試験)

第58条 博士課程後期課程に編入学を志願する者に対しては、編入学試験を行う。

2 本大学院修士課程又は博士課程前期課程修了者が、博士課程後期課程に進学を志願するときは、進学試験を行う。

3 第48条から第50条までの規定は、編入学試験及び進学試験の場合について準用する。

(転入学生の扱い)

第59条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本大学院に転入学を志願したときは、選考の上、許可することができる。

(転学の許可)

第60条 本大学院から他の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署

の上、願い出て許可を得なければならない。

(転科等)

第61条 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究科内において、その専攻を変更することは、許可しない。ただし、特別の事情がある者に限り、研究科委員会及び研究科長会議の議を経て許可したときは、この限りでない。

#### 第10章 大学院外国人留学生及び外国人研究生

(外国人留学生)

第62条 外国人で本大学院に入学しようとする者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

修士課程又は博士課程前期課程

- (1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
- (2) 第46条第1項第6号に規定する者
- (3) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者
- (4) 本大学院において前3号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

博士課程後期課程

- (1) 外国の大学院において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者
  - (2) 日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を得た者
- 3 第46条第2項の規定は、前項の修士課程又は博士課程前期課程第3号に規定する学力認定の場合について準用する。

(外国人研究生)

第62条の2 本大学院に、外国人研究生を置く。

- 2 外国人研究生に関しては、関西大学大学院外国人研究生規程の定めるところによる。
- 3 学費等は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）の定めるところによる。

#### 第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(学費)

第63条 第49条及び第50条の規定による入学検定料、入学金及び授業料その他の学費に関しては、学費規程の定めるところによる。

- 2 既に納めた学費等は、返還しない。
- 3 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返

還することがある。

(休学期間の学費)

第64条 休学期間中は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。

(1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

(2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

(3) 前2号に当てはまらないときは、当該学期の学費

(学費滞納者の扱い)

第65条 学費を所定の納入期日に納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の規定により除籍された者が復籍を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

3 復籍の時期は、学期の始めとする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるとときは、復籍を許可しない。

(再入学金及び復籍料)

第66条 退学した者が、再入学を許可されたときは、再入学金を納めなければならない。

2 除籍された者が、復籍を許可されたときは、復籍料を納めなければならない。

3 再入学金及び復籍料は、学費規程の定めるところによる。

第12章 研修生、委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生、交流研究生及び特別聴講学生等

(研修生)

第67条 第55条第2項の規定による博士課程後期課程の退学者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、研修生として許可することができる。

2 研修生を志願する者は、学期の開始日までに、研究計画を付して願い出なければならない。

(特定科目の聴講)

第68条 研修生は、研究上、研究科委員会において定められた教員の指示を受け、研究施設を利用し、特定科目を聴講することができる。

(研修期間)

第69条 研修生の研修期間は、1学期とする。ただし、必要と認めたときは、これを更新することができる。

(研修料)

第70条 研修生は、所定の研修料を納めなければならない。

2 研修料は、学費規程の定めるところによる。

(委託学生)

第71条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定科目の研究指導を委託された者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、委託学生として許可することができる。

第72条 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。

2 試験に合格した者には、証明書を交付する。

(聴講生)

第73条 本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講できる授業科目は、1学期につき3科目以内とする。

3 前項に定めるほか、聴講生に関する規定は、別に定める。

(科目等履修生)

第73条の2 本大学院の1又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 履修できる授業科目は、1学期につき3科目以内とする。

3 前項に定めるほか、科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(学部生)

第73条の3 本大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、研究科委員会の定めるところにより、本大学院の授業科目を履修することができる。

(交流研究生)

第74条 他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上、交流研究生として許可することができる。

2 聴講できる授業科目は、1学期につき3科目以内とする。

3 交流研究生は、聴講した授業科目につき試験を受けることができる。

4 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(聴講料)

第76条 委託学生、聴講生及び交流研究生は、1科目につき所定の聴講料を納めなければ

ならない。

- 2 聴講料は、学費規程の定めるところによる。

(規定の準用)

第77条 研修生、委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生、交流研究生及び特別聴講学生については、この章に規定するほか、正規の学生に関する規定を準用する。

(履修証明プログラム)

第77条の2 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別の課程として本大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

### 第13章 特別研究生

(特別研究生)

第78条 本大学院に、特別研究生を置く。

- 2 特別研究生に関しては、関西大学特別研究生規程(就)の定めるところによる。

### 第14章 奨学制度

(奨学)

第79条 本大学院の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

- 2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

### 第15章 留学及び在外研究生

(留学生)

第80条 本大学院は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

- 2 前項の留学期間のうち1年は、第4条に定める修業年限に算入する。
- 3 留学に関しては、関西大学大学院学生留学規程の定めるところによる。

(在外研究生)

第80条の2 本大学院博士課程後期課程に在学中の学生で、人物、学業とも優秀であり、特に外国における研究を必要とする者に対しては、学費を貸与して、在外研究をさせることができる。

- 2 在外研究生に関しては、在外研究生規程の定めるところによる。

### 第16章 研究指導施設

(図書室)

第81条 本大学院に図書室を設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

(学生研究室)



第82条 本大学院に学生研究室を設ける。

- 2 各学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導のために用いることができる。

#### 第17章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第83条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

#### 第18章 賞罰

(表彰)

第84条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第85条 本大学院の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

#### 第19章 補則

(補則)

第86条 本学則に定めるもののほか、必要な事項については、関西大学大学院規則の定めるところによる。

#### 第20章 雑則

(大阪教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施)

第87条 大阪教育大学大学院連合教職実践研究科高度教職開発専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

本学則は、2025年4月1日から施行する。

別表(第13条関係) (省略)